

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 10 日現在

機関番号：32605
 研究種目：基盤研究(B)
 研究期間：2010 年度～2012 年度
 課題番号：22402011
 研究課題名（和文）モンゴル高原の草原観光開発による環境破壊抑止と景観保全のための法制度
 研究課題名（英文）Legal Systems to Balance Grassland Landscape Preservation with Ger Camp Development in Mongolia and Inner Mongolia
 研究代表者：齋藤隆夫（SAITO TAKAO）
 桜美林大学・法学・政治学系・教授
 研究者番号：00439051

研究成果の概要（和文）：モンゴル国と中国内モンゴル自治区にまたがる広大な地域には、元々、遊牧文化と調和のとれた草原が広がっていた。しかし、近年の経済発展とともにこの草原地域において観光施設「ゲルキャンプ」が無秩序に増加し、周囲の環境や景観を悪化させるケースが目立っている。本研究は、モンゴル高原の草原地域において、観光施設開発と環境・景観保全を調和させるための法制度の必要性を論じたものである。その結果、(1)新たな観光施設の基本要件の作成、(2)それを基準とする罰則を付加した法規制の促進および利用者から景観保全協力金を徴収することを含む観光施設事業者団体設立による自主規制促進、(3)禁忌やモンゴル文化の広報による景観保全意識の向上、という 3 つの方向性を提示した。

研究成果の概要（英文）：

The landscape of the grassland was long preserved in harmony with nomadic life and culture in Mongolia and Inner Mongolia in China. However, in recent years, "Gel Camp" as tourist facilities have been randomly built on the grassland along with the economic development. This in turn has caused deterioration of the environment and affected the aesthetic features of the grassland landscape. This study argues the necessity of the legal system so as to balance grassland landscape preservation and Gel Camp development in Mongolia and Inner Mongolia. The results are three-folds. One is to create a new basic requirement for Gel Camps. The second is to establish legal regulations with punitive clause and to establish organizations of tourist facilities promoting self-regulations, which requires the Gel Camp users to pay fees to cooperate preservation of the landscape. The third direction, a cultural approach, is to publicize Mongolian taboos on destroying grassland and to raise public awareness on the issue of landscape preservation.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	2,600,000 円	780,000 円	3,380,000 円
2011 年度	2,100,000 円	630,000 円	2,730,000 円
2012 年度	2,000,000 円	600,000 円	2,600,000 円
年度			
年度			
総計	6,700,000 円	2,010,000 円	8,710,000 円

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：モンゴル高原・モンゴル国・内モンゴル・草原・観光・環境・景観・法制度

1. 研究開始当初の背景

(1) モンゴル高原の、経済成長と観光開発

モンゴル国と中国内モンゴル自治区（以下、内モンゴルと呼ぶ）にまたがるモンゴル高原の多くを占める草原では、近年、両国が経済成長に向けて観光開発を進めたことにもない、観光業者の遊牧民の伝統的な組立移動式テント住宅「ゲル」を用いたモンゴル特有の宿泊施設“ゲルキャンプ”が急増している。

両地域において観光は新たな有望産業として位置づけられ、その発展において一定の開発は不可欠である。しかし、もともと産業活動はおろか人の生活さえ僅少な大草原には産業活動のインフラは皆無であり、そこに、無秩序に観光施設が急増したため、幹線道路から施設に進入する道路が草原に数多く出現し、また、エネルギー供給の電線が、キャンプの増加に応じて複数列が草原に現れた。これに加え、観光施設の廃棄物投機などにより草原の環境も悪化し始めた。更に、首都ウランバートルから地方に向かう幹線道路沿いには、観光施設が無秩序に掲出する屋外広告物が急増し、これが自動車で移動する観光客の、草原の景観を劣悪なものにし始めた。

このため、20世紀後半まではのどかな風景を提供して世界中の観光客の目を楽しませて来たモンゴル高原の草原の景観が変質し、それが際限なく広がり、結果として草原の観光開発が、観光資源そのものである大草原の環境や景観を破壊するケースが急増している。

(2) 観光開発と規制の必要性

このような現状にあって、桜美林大学で土地法を研究する齋藤、観光を研究する山口、環境法を研究する耿、そしてモンゴル文化を研究するバイカルのそれぞれが、モンゴル高原の変化に興味を持ち、2006年から2008年にかけてモンゴル国と内モンゴルの草原の調査をしてそこにある問題を探った。その結果、両地域ともに観光事業者が観光キャンプを設置することに関する行政的な規定は存在するが、草原の自然ないし景観を保護あるいは保全する観点に立ったルールは、訓示的なものが若干みられるものの具体的なものが欠けていることが明らかになった（齋藤・山口、モンゴル高原のゲルキャンプ開発と景観保全[桜美林大学・経営政策論集 Vol17, 2007] 耿、蒙古高原とそれにおける環境問題、バイカル、モンゴル高原の環境問題と宗教、齋藤、モンゴル高原の観光施設と景観 以上[桜美林大学・桜美林論集第36号2009]）。

その結果、草原を守るためには、観光開

発と環境保全を調和させる統一的なルール、特に法的な規制を一刻も早く導入しないと、世界的な観光資源である大草原の環境や景観が回復不能なほど破壊されてしまうことへの危機感を抱いた。

だが、国内外において、モンゴル草原の観光開発と環境や景観に関する関連研究はみられなかった。そのため、本研究開始前の独自調査を基に、草原の環境と観光施設の開発を調和させるためには、観光施設の開発ないし設置に関するより具体的な基準を定め、罰則を含む法的規制を行うことが急務であるとの結論に至り、桜美林大学内に、モンゴル高原草原文化研究会を組成して学際的な研究を始めた。

2. 研究の目的

本研究は、モンゴル高原のモンゴル国と中国内モンゴル自治区において、両国の研究機関と協力し、草原の観光施設開発の法的規制、とりわけ開発基準を含む新たな法制度を明らかにすることを試みたものである。

3. 研究の方法

(1) モンゴル高原の草原と観光施設の実態の把握

本研究は、モンゴル国と内モンゴルの観光開発が進む主要な草原地域を調査対象に選び、そこにあるすべての観光施設に関する現地調査、経営者インタビュー、特定施設における利用者アンケート、経営者グループインタビューを行い、観光の現状・動向、各関係者の意向を把握した。

(2) 草原の景観保護に向けた法的規制のあり方の検討と提示

草原の実態を踏まえて、モンゴル国・内モンゴルの法的規制のあり方を総括し、観光関連関係者に対して観光開発規制実施に関するヒアリング調査を行い、実際の法制度整備につながる可能性の高い法的規制内容・方法を明らかにした。

4. 研究成果

(1) 景観保全に向けて取り得る方策の提示

本研究により、新たな観光施設の基本要件作成と、それを基準とする罰則を付加した法規制の促進、利用者から景観保全協力金を徴収することを含む観光施設事業者団体設立による自主規制促進、禁忌やモンゴル文化の広報による景観保全意識向上、という3つの方向性を提示できた。

(2) 研究成果の情報提供

観光施設の現状や、草原の開発をめぐる観光業者アンケート、利用者アンケートなどによる意向データは、基礎資料が取り揃っていない両国において、貴重なデータを提供することができた。この研究成果は、各国の研究者が共通理解できるよう、研究概要をモンゴル語、中国語に翻訳した。そして、日本・モンゴル国・中国内モンゴルの研究者、観光行政関係者、観光事業者、法律家などを交えた国際シンポジウムをモンゴル国ウランバートル市のオトゴンテンゲル大学で開催し、研究成果を広くアピールした。また、これらの成果をもとに、日本人研究者にモンゴル国と中国内モンゴル自治区の研究者を加えた研究論文をとりまとめ、報告書「モンゴル高原におけるゲルキャンプ開発と景観保全の調和」(A4 259ページ)を作成し、両国の関係機関に配布した。この他、研究機関中にモンゴル国で行った研究発表や国際シンポジウムの模様やインタビュー映像は、テレビや新聞で報道された。

これらに加え、主要な共同研究機関である「オトゴンテンゲル大学(モンゴル国ウランバートル市)」「シリングル職業学院(中国内モンゴル自治区)」などでは、研究協力者がシンポジウムにあわせて計11本の研究論文・資料を作成しており、関連研究を促す効果をもたらした。さらにモンゴル国ではオトゴンテンゲル大学の法学部が中心となり「環境センター」を設立することになり、モンゴル国内における草原を中心とした環境そして景観に対する法制度研究とその実践の必要性が広がってきているといえる。

(3) 景観保全活動への現実的な効果

本研究が提示した結論のひとつである、景観保全活動のための観光施設事業者団体の設立に向け、モンゴル国で有志の事業者らが草原の景観保全に向けた観光事業者団体を設立する現実の動きも出てきた。

他に、モンゴル国のウランバートル市では、市議会が市内に氾濫する屋外広告物の数量規制に向けた議論が始まり、2013年4月末には屋外広告物の乱立で都市景観が壊されていた市中心部の国会付近から、屋外設置の大型看板のほとんどが撤去されたことは、本研究がモンゴル国の法律家をとおして社会に景観保全の重要性への認識を広めたことの、間接的な効果だと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者

には下線)

[雑誌論文](計 20件)

- ①齋藤隆夫 日本の景観保護に関する法制度概説 オトゴンテンゲル大学 雑誌オトゴンテンゲル 査読無 1巻(2013) 4~6
- ②太田勝造 モンゴル観光資源の管理についてーコモンズと公共財の観点からのアプローチと業者質問調査の結果 桜美林論考法・政治・社会 査読無 4巻(2013) 1~24
- ③山口有次 モンゴル国と内モンゴルにおけるゲルキャンプ開発と景観保全の調和 モンゴル高原環境文化研究会報告書 査読無(2013) 22~27
- ④太田勝造 モンゴル観光資源の管理について:業者質問調査の結果 モンゴル高原環境文化研究会報告書 査読無(2013) 28~51
- ⑤耿順 蒙古高原における人類活動による生活環境問題発生に対する考察 モンゴル高原環境文化研究会報告書 査読無(2013) 61~83
- ⑥バイカル モンゴルのオボー信仰からみた観光開発の在り方~内モンゴル自治区正藍旗を中心として モンゴル高原環境文化研究会報告書 査読無(2013) 52~60
- ⑦エルデンチメグ 自然環境(景観)保護に関する法制度の現状及び今後の課題 モンゴル高原環境文化研究会報告書 査読無(2013) 86~97
- ⑧ツオクトバヤル モンゴル高原の観光施設及び景観保護に関する調査報告 モンゴル高原環境文化研究会報告書 査読無(2013) 124~137
- ⑨ポロルマ モンゴル国内のツーリストキャンプの自然環境への負荷 モンゴル高原環境文化研究会報告書 査読無(2013) 98~103
- ⑩ソルナ、ジンホァ 内モンゴル草原観光資源とその開発研究 モンゴル高原環境文化研究会報告書 査読無(2013) 138~140
- ⑪セレンナデミデ モンゴル民族の禁忌と自然生態保護の関係 モンゴル高原環境文化研究会報告書 査読無(2013) 141~147
- ⑫チンルン 世界文化遺産一元上都遺跡 モンゴル高原環境文化研究会報告書 査読無(2013) 148~150
- ⑬山口有次、齋藤隆夫 モンゴル国と内モンゴルにおけるゲルキャンプ開発と景観保全の調和 桜美林論考 ビジネスマネジメントレビュー 査読無 3巻(2012) 87~99
- ⑭山口有次、齋藤隆夫 内モンゴル正藍旗の観光開発と環境・景観保全に関する調査 桜美林論考 ビジネスマネジメントレビュー 査読無 2巻(2011) 79~94

⑭山口有次 モンゴル高原「中国・正藍旗」の草原観光開発問題 ユーラシア研究所 ユーラシア研究 査読無 45巻 (2011) 21~24

⑮バイカル モンゴルのオボー信仰と環境保護に関する禁忌—内モンゴル正藍旗を中心として ユーラシア研究所 ユーラシア研究 査読無 45巻 (2011) 25~28
その他 4件

[学会発表] (計 9 件)

①齋藤隆夫、太田勝造 モンゴル観光資源の管理について：業者質問票調査の結果 「モンゴル高原の草原観光開発による景観破壊 景観保全に向けた法制度のあり方」シンポジウム 2012年11月1日 オトゴンテンゲル大学 (モンゴル国・ウランバートル市)

②山口有次 モンゴル国と内モンゴルにおける景観に調和したゲルキャンプ開発 「モンゴル高原の草原観光開発による景観破壊 景観保全に向けた法制度のあり方」シンポジウム 2012年11月1日 オトゴンテンゲル大学 (モンゴル国・ウランバートル市)

③バイカル モンゴルのオボー信仰からみた観光開発の在り方～内モンゴル自治区正藍旗を中心として 「モンゴル高原の草原観光開発による景観破壊 景観保全に向けた法制度のあり方」シンポジウム 2012年11月1日 オトゴンテンゲル大学 (モンゴル国・ウランバートル市)

④耿順 蒙古高原の環境問題に関する調査研究～中国内蒙古自治区を中心に 「モンゴル高原の草原観光開発による景観破壊 景観保全に向けた法制度のあり方」シンポジウム 2012年11月1日 オトゴンテンゲル大学 (モンゴル国・ウランバートル市)

⑤山口有次、齋藤隆夫 外国人からみた観光施設とゲルキャンプ開発のあり方・集客方法モンゴル国・ナショナル・ツーリズム・センター (招聘講演) 2011年11月2日 モンゴル国自然環境観光省 (ウランバートル)

⑥山口有次、バイカル モンゴル高原の草原観光と環境問題 ユーラシア研究所 「2011年春期シンポジウム」(招聘講演) 2011年5月21日 聖心女子大学「宮代ホール」

⑦山口有次 内モンゴル自治区正藍旗の草原観光施設開発と環境・景観保全に関する提案 モンゴル高原環境文化研究会 (招聘講演) 2011年5月1日 正藍旗旅遊局 (中国内モンゴル自治区)

⑧齋藤隆夫 日本の海外政策支援～モンゴルの観光政策 日本地域政策学会 2010年

8月7日 桜美林大学PFC

⑨齋藤隆夫、山口有次 モンゴル高原と景観 日本モンゴル学会 2010年5月15日 桜美林大学PFC

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齋藤 隆夫 (SAITO TAKAO)
桜美林大学・法学・政治学系・教授
研究者番号：00439051

(2) 研究分担者

山口有次 (YAMAGUCHI YUJI)
桜美林大学・経済・経営学系・教授
研究者番号：60409688

(3) 研究分担者

バイカル (BAIKAL)
桜美林大学・人文学系・准教授
研究者番号：00434457

4) 研究分担者

耿順 (GENG SHUN)
桜美林大学・総合科学系・教授
研究者番号：20277768

5) 研究協力者

太田勝造 (OTA SYOZO)
東京大学大学院・法学政治学研究科・教授
研究者番号：40152136

6) 研究協力者

エルデンチメグ (Erdenechimeg)
(モンゴル国)オトゴンテンゲル大学法学部・講師

7) 研究協力者

ジンホァ (jinhua)
(中華人民共和国内モンゴル自治区) 内モンゴル草原研究所・主任研究員